

質問	回答
処遇改善加算について	
<p>福祉・介護職員等処遇改善加算は、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障害児相談支援のサービスも算定可能でしょうか。</p>	<p>令和8年度の報酬改定により、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障害児相談支援についても算定可能となりました。 算定時期は、令和8年6月1日からとなります。</p>
<p>福祉・介護職員等処遇改善加算に係る算定要件を確認したい。</p>	<p>厚生労働省の通知やQ&Aをご確認ください。また、厚生労働省コールセンター（050-3733-0230（受付時間 9時00分～18時00分 土日含む））へ問合せください。</p>
処遇改善計画書及び体制届について	
<p>複数の事業所を運営している場合、処遇改善計画書は、まとめて届出したらいいのでしょうか。</p>	<p>法人単位でご提出ください。</p>
<p>新たに加算を算定する、加算の区分を変更する、新たに算定可能となったサービス（計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障害児相談支援）を含めて算定する場合はどうしたらよいか。</p>	<p>提出書類、提出期限は次のとおりです。 ※体制届及び体制状況一覧表は、事業所ごとに提出してください。</p> <p>福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（別紙様式2-1） 別紙様式2-2（個票4、5月） 別紙様式2-3（個票6月以降） 体制届及び体制状況一覧表</p> <p>提出期限 2026年4月15日まで</p>
<p>新たに算定可能となったサービス（計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障害児相談支援）のみを運営している場合、どうしたらよいか。</p>	<p>提出書類、提出期限は次のとおりです。</p> <p>福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（別紙様式2-1） 別紙様式2-3（個票6月以降） 体制届及び体制状況一覧表</p> <p>提出期限 2026年6月15日まで</p>